

厚生労働省
東京労働局発表
令和6年9月20日

担 当	東京労働局職業安定部職業対策課 課長 前田 信次
	助成金事務センター室長 三田 陽子 助成金事務センター室長補佐 荻生田 義昭
	電話 03-5909-3122

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金を不正に受給した 事業主の公表について

東京労働局（局長 富田 望）は、今般、下記事業所について、当該助成金を不正に受給したことを確認しましたので、公表します。

事業主	名称	G10 エンターテインメント株式会社
	代表者氏名	渋谷 明
事業所	名称	G10 エンターテインメント株式会社
	所在地	東京都港区赤坂6丁目18番6号
	事業の概要	芸能プロダクション
不正受給の概要	助成金名	①雇用調整助成金 ②緊急雇用安定助成金
	金額 (返還状況)	① 2,915,250円(未返還) ② 41,904,201円(未返還)
	支給決定等 取消年月日	令和6年9月11日
	内容	労働者を雇用していないにもかかわらず雇用したとする、及び休業していないにもかかわらず休業したとする虚偽の申請書類を作成し、本来受給できない当該助成金を不正に受給したものを。